No.	提 出 書 類	チェック欄
1	解体業(許可・許可の更新)申請書(法規則様式第5号)	
2	解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面 (①敷地の配置図、②施設(解体作業場、屋内保管庫、油水分離槽等) の平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書 ※1	
3	解体業を行おうとする事業所の付近見取り図(別紙1) ※1	
4	事業用地の登記簿謄本(土地)※1	
5	事業用地の所有者が申請者と異なる場合には、事業用地の「使用承諾書」 又は「賃貸借契約書の写し」 ※1	
6	法62条第1項第1号に規定する施設基準に適合することを説明する書類(別紙2)	
7	事業計画書・収支見積書(別紙3)	
8	申請者の能力に係る基準に基づき常備する標準作業書(資料1参照)	
9	申請者が個人である場合は、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、 国籍等)の記載があるもの。)と成年後見制度に登記されていないことの 証明書	
1 0	申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為及び登記簿謄本	
1 1	申請者が法人の場合には、役員の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載があるもの。)と成年後見制度に登記されていないことの証明書	
1 2	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載があるもの。)と成年後見制度に登記されていないことの証明書(個人株主等の場合)又は登記簿謄本(法人株主の場合)	
13	本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載があるもの。)と成年後見制度に登記されていないことの証明書	
1 4	申請者が未成年の場合、法定代理人が個人である場合、代理人の住民票 の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載があるもの。)と成年 後見制度に登記されていないことの証明書	
1 5	申請者が未成年で、法定代理人が法人である場合、法定代理人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本並びに役員の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載があるもの。)及び成年後見制度に登記されていないことの証明書	

1 6	法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する誓約	
1 0	書(別記第9号様式)	
1 7	市税滞納有無調査承諾書	
1 8	旧許可証(写し)	

## 【備考】

※1 内容に変更がない場合は不要。

## 【注意事項】

標準作業書は計画者がそれぞれの実状に応じて作成するものです。資料1を参考に各自作成してください。

以下については、申請が終了したら手続きを行ってください。

No.	申請の種類	内 容	チェック欄
1	更新	自動車リサイクルシステム上の登録許可更新処理	